

## 指名停止措置の概要

### 1. 指名停止措置業者名

業者名	住所
株式会社麦島建設	愛知県名古屋市長和区鶴舞2-19-10

### 2. 指名停止措置期間

令和6年1月31日 から 令和6年2月29日 まで（1ヵ月）

### 3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

### 4. 事実概要

(株)麦島建設の長野営業所長は、長野県木曾郡南木曾町の教育委員会が令和3年7月に実施した妻籠町並み交流センターの建設工事の指名競争入札をめぐり、同町の職員から最低制限価格を聞き取り落札し、公正な入札を妨害したとして、令和5年11月9日、木曾福島簡易裁判所に略式起訴され、罰金50万円の略式命令を受けた。

### 5. 指名停止措置理由

「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第8号口に該当する。

#### <措置要領 別表第2>

措置要件	期間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。 イ 当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員 ロ 当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員	逮捕又は公訴を知った日から  2ヵ月以上12ヵ月以内 1ヵ月以上12ヵ月以内

#### <問い合わせ先>

国土交通省 四国地方整備局

高松市サンポート3-33 TEL 087-851-8061 (代)

(定時以降は 087-811-8303)

総務部契約課長 半田 達也 (内線2511)

○総務部契約課課長補佐 森崎 貴司 (内線2512)